

各条項の要点

第1条関係

本条は、介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領（平成27年3月31日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡。以下「国要領」という。）を参考に、この要綱の目的を規定したものである。

第2条関係

この要綱は、国要領を中心に策定したものであるが、用語の定義を簡便にするために、他の法令等の用語の定義を用いることを追加で規定したものである。

第3条関係

この要綱は、国要領を中心に策定したものであるが、本条については、検査等の実施に当たっての基本的な考え方を規定するために介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日老発0330077号厚生労働省老健局長通知の別添。以下「国指針」という。）を引用したものである。

第4条関係

本条は、国要領第2の4に相当する規定として、検査対象事業者について定めるものである。

第5条関係

本条は、国要領第3に相当する規定として、検査体制について定めるものである。

第6条関係

本条は、国要領第4の1に相当する規定として検査の形態について定めるものである。

なお、国要領では別紙1、2のとおり手順の概要を規定しているが、本市においては、実施計画を策定しない等国要領と運用が異なること及び第7条において後述することから規定しないこととした。

第7条関係

本条は、国要領第4の2に相当する規定として検査方法について定めるものである。

なお、検査の実績がなく、実務が不明であるため、国要領及び国指

針を参考に最小限の規定とし、実務の判明程度に応じてこの要綱を充実させていく予定である。

(1) 一般検査について、明記はしていないが効率的な運用の観点から実地指導と同時に検査することを想定している。

このため、例えば1法人2事業所の場合、それぞれの事業所の実地指導の際に一般検査を行うこと(合計2回)を想定している。

(参考：業務管理体制整備に係るQ&A vol.2の3(1)問1

実地指導の標準化・効率化等の運用指針5)

この点についても実務が判明した際に明記するか検討するものとする。

【第1号ウ】

「報告等の内容に不備が認められるとき・・・運用状況を聴取・・・」としているが、本市の検査対象事業者は書面の整備が求められていない小規模事業者であることから、書面による確認が難しいことが想定されるため実地指導と連続してヒアリングを実施することを前提として第1号様式にヒアリングの項目を定めた。

(参考：「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の在り方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業報告書(平成29年3月)」第Ⅱ部第3章2)

【第1号エ】

改善を求めるに当たっての判断基準を「流山市介護保険サービス事業者等指導及び監督実施要綱」の別表を参考に定めるものである。

【第1号オ、カ】

国要領別紙1では「改善報告書の提出」のみの記述に留まるが、国要領別紙様式3-1において検査報告書を作成することや、介護保険施設等監査指針第4の2において結果の通知を行うことを鑑み、効果的で実効性のある運用として結果の通知及び報告書の提出を実施することとするものである。

第3号様式の記載内容は、流山市行政手続条例第33条第1項及び第2項を満たす項目を定めている。

第8条関係

本条は、本要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることと

した委任規定である。

なお、無制限な包括的委任は許されず、また、本条において規定する事項も、本要綱を補充する手続的事項や細目的事項に限定されるものとする。

附則関係

この本要綱の施行日を定めるものである。